第一条中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第四号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第三条第一項第二号」を「第三条第一項第三号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　当該申請をしようとする者の過去一年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量、当該特定肥飼料等の製造を行った事業場の名称及び所在地並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した書類

第三条第一項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　再生利用事業を行う者の特定肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、当該再生利用事業の実施に関し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第十一条第一項の登録又は同法第十二条第一項の登録の更新の申請であって、この省令の施行の際、登録又は登録の更新をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

告　示

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省　告示第一号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第三条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

平成二十七年七月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針

我が国では、生産・流通段階において消費者の過度な鮮度志向等の要因により大量に食品が廃棄され、消費段階において大量の食べ残しが発生していた。このようにして生じた食品廃棄物等の大部分は、肥料や飼料等に再生利用することが可能であるにもかかわらず、利用されずに大量に廃棄されていた。一方で、最終処分場の残余容量のひっ迫等の廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた。このような状況の中で、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図ることを目的として、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。その後、重量ベースで見た我が国食品産業全体の食品循環資源の再生利用等の実施率（以下単に「実施率」という。）は、平成十三年度の三十七パーセントから平成十七年度の五十二パーセントへと着実に向上し、一定の成果が認められたものの、一部の業種から発生する食品循環資源については、依然として十分に再生利用等がなされず、大量に、かつ、単純に焼却処理されていたことから、食品循環資源の再生利用等を促進するための食品関連事業者に対する指導の強化と再生利用等の取組の円滑化を目的として、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号。以下「改正法」という。）が制定されたところである。

改正法施行後の法の施行状況を見てみると、我が国の食品産業全体の実施率は、平成二十年度の七十九パーセントから平成二十五年度の八十五パーセントへと着実に向上し、一定の成果が認められるものの、食品廃棄物等の分別の困難性等から食品流通の川下にいくほど低下（食品製造業で九十五パーセント、食品卸売業で五十八パーセント、食品小売業で四十五パーセント、外食産業で二十五パーセント）しているため、食品流通の川下における食品循環資源の再生利用等を促進する必要がある。また、我が国は、平成二十五年度における供給熱量ベースの食料自給率が三十九パーセントと、飼料自給率が二十六パーセントと、食料及び生産資材の多くを海外からの輸入に頼りながら、平成二十四年度においては、家庭から発生するものも含めて依然として年間約二千八百万トンの食品廃棄物等を発生させており、このうち、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」が六百四十二万トンあると推計されているほか、平成十九年度の発生原単位を基準とした食品関連事業者による食品廃棄物等の発生抑制率は、平成二十五年度で十一パーセントにとどまっていることから、更なる食品廃棄物等の発生の抑制の促進が必要である。

この基本方針は、このような認識の下に、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一　食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

1　基本理念

食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るためには、食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階において、食品廃棄物等の発生の抑制に優先的に取り組んだ上で、食品循環資源について再生利用、これが困難な場合には熱回収を行い、やむを得ず廃棄処分を行う食品廃棄物等は減量を推進し、もって環境への負荷の少ない循環を基調とする循環型社会を構築していくことが必要である。

このため、食品産業の特性、特定肥飼料等の利用の実態等を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講じ、食品循環資源の再生利用等の促進を図るものとする。

2　関係者の取組の方向

食品循環資源の再生利用等の促進に当たっては、次に掲げる関係者それぞれが、適切な役割分担の下で連携しつつ、積極的に参加することが必要である。

イ　食品関連事業者

食品関連事業者は、その事業活動に伴い食品廃棄物等を排出する者として、食品循環資源の再生利用等の促進に当たっての主導的な役割を担う責務があり、二に示す業種別の目標を達成するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号。以下「判断基準省令」という。）に従って、食品廃棄物等の分別、適正な管理等を行いつつ、計画的に食品循環資源の再生利用等に取り組むものとする。

また、食品関連事業者は、特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等（農畜水産物を原料又は材料として製造又は加工された食品等を含む。以下同じ。）を利用することにより、農林漁業者等との安定的な取引関係を確立し、地産地消や地域における食品の資源循環の環の構築に努めるものとする。